「総務省情報通信研究評価実施指針(第5版)」の改定について(案)

- > 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)を踏まえ、平成28年12月に「国の研究開発評価に関する 大綱的指針」の改定(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)が行われた。
- これを受けて「総務省情報通信研究評価実施指針(第5版)」(平成27年4月)についても同指針を踏まえた改定を行い、平成30年度から実施する研究開発に順次適用していくことを予定。

大綱的指針の改定ポイント

総務省情報通信研究評価実施指針の改定の方向性(案)

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

- i. 「研究開発プログラムの評価」の更なる推進
 - ▶「プログラム」単位での研究開発の更なる推進に向けて、記述を充実化。
- ① 従来からの記述に加えて、「研究開発プログラム」の概念を明確化。

<主な改定箇所>

▶ 第2章 1(2)② 研究開発プログラム

- ii.「道筋」の作成を促し、その妥当性を評価
 - ▶ 政策目的と現状のギャップを埋めるための活動や、 期待される効果・効用等を時間軸に沿って描いた 「道筋」の作成を促し、その妥当性を評価。
- ② アウトプット・アウトカム目標の設定時に、その実現に向けた<u>「道筋」についても</u> 可能な限り明確化することを追記。

<主な改定箇所>

- ▶ 第1章 5(4) 道筋の設定
- ▶ 第2章 1(4), 2(4) 評価の実施時期
- ▶ 補足 語句説明

2. アイディアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の推進

- i. 挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価
 - ▶ 直接的な成果だけでなく、副次的成果や波及効果、 技術的限界やノウハウ等の知見等も積極的に評価することを明記。
- ① 挑戦的(チャレンジング)な研究開発に関しては、直接的な成果だけでなく<u>副次</u>的成果や波及効果なども積極的に評価することを追記。

<主な改定箇所>

- ▶ 第1章 5(1) 弾力的な評価の実施
- ▶ 第2章 1(5), 2(5) 評価の観点

- ii. 実施期間の長い研究開発の評価
 - ▶ 実施期間の長い研究開発については、一定期間ごとに目標の再設定や計画変更の要否を確認することを明記。
- ② 従来より実施している中間評価に関する記述を明確化。

<主な改定箇所>

- ▶ 第2章 1(4), 2(4) 評価の実施時期
- iii. イノベーションを生むためのマネジメントの評価
 - 実施主体の長及びそれをサポートする者の役割・ 権限・責任を明確化するとともに、そのパフォーマンス評価することを明記。
- ③ <u>研究開発実施主体の長のマネジメント力</u>や、成果の最大化のための<u>体制作り、</u> 役割・権限・責任の明確化などを評価に反映することの必要性を追記。

<主な改定箇所>

▶ 第1章 5(2) イノベーションを生むためのマネジメント

「総務省情報通信研究評価実施指針(第5版)」の改定について(案)

大綱的指針の改定ポイント	総務省情報通信研究評価実施指針の改定の方向性(案)
3. 研究開発評価に係る負担の軽減	
i. 政策評価等との整合 ➢ 研究開発評価を政策評価法等と整合するように取り組むことで効率化を図ることについて、記述を具体化。	① 効率的な評価を行うため、同一の評価対象に対して、研究開発評価を政策評価等とは別に実施する必要が生じないよう取り組むことを従来からの記述に加えてより明確化。 < きなみ定箇所> 第1章 4(1) 効果的・効率的な評価の実施
ii. <u>評価結果の活用・共有</u>▷ 評価結果を次の政策・施策の立案、資源配分に反映し、政策推進のほか、研究者の意欲向上につなげる。	② 評価結果が <u>政策・施策等の改善や立案・研究開発活動等に活用されることが望まれることを明確化。</u> <主な改定箇所>
iii. <u>評価のためのリソースの確保</u>▷ エビデンスに基づく実効性のあるPDCAの確立に向け、人、予算、データベースなどのリソースを確保する。	③ 従来からの記述に加えて、 <u>リソース確保の必要性に関して一部追記。</u> < 主な改定箇所>